

福井県立夜間中学設置基本計画

令和7年3月
福井県教育委員会

目次

1. 夜間中学の概要及び動向	1
(1) 夜間中学の概要	1
(2) 国の動向	1
(3) 全国の設置の状況	2
2. 福井県の夜間中学設置の必要性	3
(1) (潜在的) 入学希望者	3
① 義務教育未修了者の状況	3
② 不登校生徒の状況	3
③ 在留外国人の状況	4
(2) 福井県における課題	4
(3) 夜間中学の(潜在的)入学希望者の確認	4
① 夜間中学アンケート調査(令和5年度)	4
② 夜間中学アンケート調査(令和6年度)	4
③ 夜間中学シンポジウム(令和6年度)	5
(4) 福井県立夜間中学の設置	5
3. 福井県立夜間中学設置基本計画	6
(1) 県立夜間中学の設置	6
① 設置主体	6
② 開校時期	6
③ 設置場所	6
④ 目指す学校の姿	6
(2) 設置に係る基本方針	7
① 対象生徒	7
② 教育課程等	7
③ 入学・進級・卒業	8
④ 食事の対応	8
⑤ 本人負担	8

4. 参考資料	9
(1) 資料	9
【資料1】 県内の義務教育未修了者の状況	9
【資料2】 不登校生徒の状況	10
【資料3】 県内の在留外国人の状況	10
【資料4】 夜間中学アンケート調査（令和5年度）	11
【資料5】 夜間中学アンケート調査（令和6年度）	13
(2) 関係法令	14
・ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の 確保等に関する法律	14
・ 義務教育費国庫負担法	16
(3) 文部科学省指針	17
・ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の 確保等に関する基本方針	17

1. 夜間中学の概要及び動向

(1) 夜間中学の概要

夜間中学は、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に中学校に付設された学級である。

昭和30年頃には、設置数は80校以上を数えたが、就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴って減少し、令和6年度現在、32都道府県(19)・指定都市(13)に53校が設置されている。

夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者だけでなく、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、本国又は我が国で義務教育を修了していない外国籍の者などの、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されている。

出典：文部科学省 夜間中学の設置・充実に向けて【手引】(第3次改訂版) 令和5年1月
夜間中学の設置・検討状況一覧(令和6年10月 文部科学省調べ)

(2) 国の動向

平成28年12月に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」では、年齢や国籍その他の置かれている事情にかかわらず、教育の機会が確保されること等を基本理念として、学齢期を経過した者で、小中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられた。

市町村立のみならず都道府県立の夜間中学の設置も進むよう、義務教育費国庫負担法が改正され(平成29年3月)、都道府県が夜間中学を設置する場合においても教職員給与等に要する経費が国庫負担の対象に加えられることとなった。

平成30年6月、第3期教育振興基本計画が閣議決定され、その中で、政府は、全ての都道府県に少なくとも一つは、夜間中学が設置されるよう教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することとなった。(その後、令和3年

1月には、今後5年間で、全ての都道府県、指定都市に少なくとも一つ設置されることを目指す旨、国会で答弁。）

令和3年1月には、衆議院予算委員会において、菅総理大臣（当時）より、「引き続き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも一つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい」と答弁した。

出典：文部科学省 夜間中学の設置・充実に向けて【手引】（第3次改訂版）令和5年1月

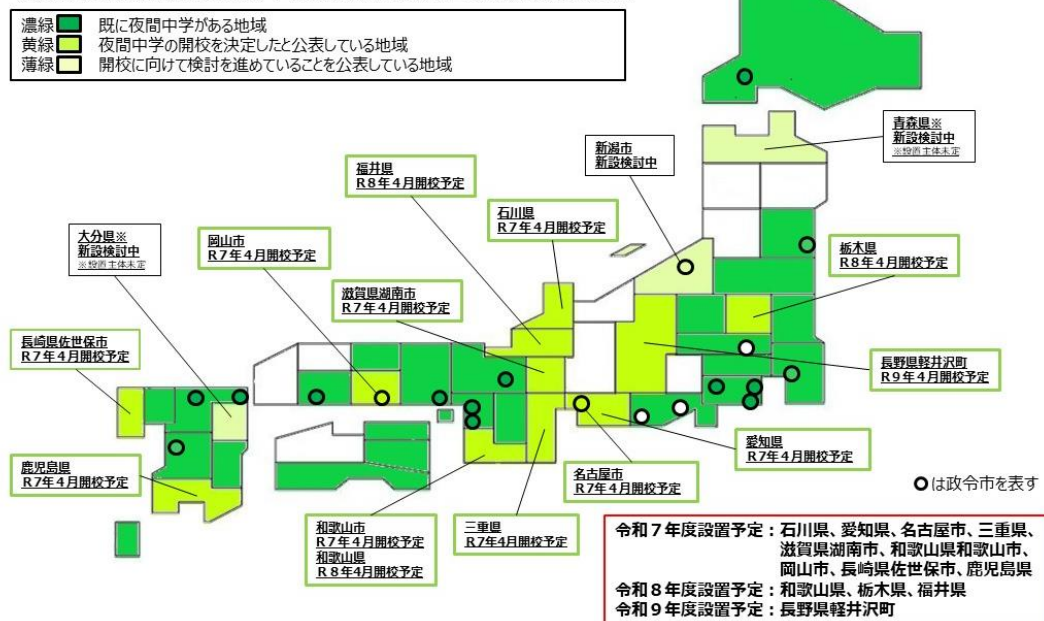
令和5年6月、第4期教育振興基本計画が閣議決定され、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進することが明記された。

出典：教育振興基本計画 令和5年6月

(3) 全国の設置の状況

既設夜間中学一覧（R6年10月時点） 32都道府県(19)*・指定都市(13)に53校

*域内に指定都市を除く市区町村・県・学校法人が設立する夜間中学がある都道府県を計上。



- 32都道府県・指定都市に53校設置
- 県立夜間中学は、7校設置（群馬県、静岡県、鳥取県、徳島県、高知県、佐賀県、熊本県）

出典：夜間中学の設置・検討状況一覧（令和6年10月文部科学省調べ）

2. 福井県の夜間中学設置の必要性

(1) (潜在的) 入学希望者

夜間中学で学ぶことを希望する方は、義務教育未修了者、不登校生徒、在留外国人に一定数存在していると考えられる。

県内における、義務教育未修了者、不登校生徒及び在留外国人の状況は、それぞれ次のとおりである。

① 義務教育未修了者の状況

令和2年(2020年)の国勢調査によると、県内の未就学者(※1)は496人、最終卒業学校が小学校の方(※2)は8,711人である。

【資料1】

※1:「未就学者」の定義:小学校にも中学校にも在学したことのない方または小学校を中途退学した方

※2:「最終卒業学校が小学校の方」の定義:小学校のみ卒業した方または中学校を中途退学した方

② 不登校生徒の状況

文部科学省「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」によると、中学校における不登校生徒数は、増加傾向にある。

県内における中学校不登校者は、令和5年度(2023年度)は1,022人で、前年度より59人の増加であった。不登校生徒の学習に対しては、各中学校や市町教育委員会等において様々な形で学習支援を行っているが、この状況を鑑みると、中学校において十分に学ぶことができずに卒業した方が一定数存在している。

【資料2】

③ 在留外国人の状況

法務省出入国在留管理庁によると、県内における在留外国人の数は、平成25年（2013年）末から令和5年（2023年）末までに、約5,900人増加している。 【資料3】

（2）福井県における課題

教育機会確保法第3条第4項では「義務教育未修了者に対する教育機会の確保等に関する基本理念」が掲げられ、同法第14条では、「就学の機会の提供等」が規定されている。しかし、義務教育段階の学び直しのニーズがあっても、学習の機会を十分に提供できていないのが現状である。

同法に基づき、義務教育段階の学び直しが必要な方で、学校への就学を希望する方に対し、就学の機会を提供する必要がある。

（3）夜間中学の（潜在的）入学希望者の確認

① 夜間中学アンケート調査（令和5年度）

令和5年10月19日～11月30日に行った夜間中学アンケートでは、21名が「自分が夜間中学で学んでみたい」、27名が「夜間中学のことを知らせたい人が身近にいる、思いつく人がいる」と回答した。 【資料4】

② 夜間中学アンケート調査（令和6年度）

令和6年8月7日～9月17日に行った夜間中学アンケートでは、4名が「ぜひ入学したい」、7名が「入学したいが考え中である」、2名が「入学したいが難しい」と回答した。

入学後頑張りたいこととして、「高校への進学をしたい」、「仕事に就いたり、今の仕事のために学びたい」、「読み書きをできるようになりたい」、「日本語を上達させたい・身につけたい」等があった。 【資料5】

③ 夜間中学シンポジウム（令和6年度）

令和6年11月10日に福井市立図書館において、夜間中学シンポジウムを実施し、54名の参加があった。当日は、文部科学省夜間中学担当者からの基調講演、他県の夜間中学の教頭をパネリストとしたパネルディスカッション、個別相談会を実施した。個別相談会には2名が参加し、「夜間中学で学び直しをしたい」という、入学希望者の声を聞くことができた。

（4）福井県立夜間中学の設置

令和6年2月、新たな学びの場、学び直しの場を確保し、義務教育の機会を保障するため、「福井県立夜間中学を令和8年4月に設置する」とした。

3. 福井県立夜間中学設置基本計画

(1) 県立夜間中学の設置

① 設置主体

県が設置主体となり、単独校として設置する。

② 開校時期

令和8年（2026年）4月開校。

③ 設置場所

福井県立道守高等学校内に設置する。
（福井県福井市若杉町35-21）

④ 目指す学校の姿

- 1 年齢や国籍を問わず「今からでも学びたい」と学びを求める人が、学習を通して「わかった」「できた」と学ぶ楽しさを実感し、自信をもって目標や夢に挑戦することができる学校
- 2 様々な年齢や国籍の仲間と協働することで、お互いに新たな価値に気づき認め合うことができる学校

(2) 設置に係る基本方針

① 対象生徒

県内在住の学齢期を過ぎた方、または県内で働いている方で、国籍を問わず

- 様々な理由で小学校や中学校を卒業できなかった方
- 不登校や病気、その他の理由により十分に学べないまま中学校を卒業した方

② 教育課程等

- 生徒の実情に応じた特別の教育課程を編成する。
- 生徒の学習状況等に応じ、複数のコースに分かれて学習する。
- 授業時間数は、月曜日から金曜日まで週5日間、1単位時間40分間の授業を1日あたり4単位時間、1週間あたり20単位時間を行う。
- 授業時間は17時30分頃～21時頃とする。
- 1人1台タブレット端末を配備し、個別学習や協働学習において活用する。
- 2学期制とし、夏季休業等の休業期間を設ける。
- 校外学習・修学旅行・球技大会等の学校行事を行う。
- 入学希望者のニーズに応じ、オンラインを活用した学びの提供等について検討する。

③ 入学・進級・卒業

- 入学は、入学希望者と面接を行い、入学希望理由等を聞き取り、入学の可否について校長が判断する。
- 原則として4月に第1学年に入学する。ただし、生徒の実情に合わせて、学年途中からの入学や第2学年や第3学年への入学を校長が判断する。
- 進級・卒業は3月末とする。
- 修業年限は3年を基本とする。ただし、本人の希望や学習状況等を踏まえ、校長の判断により、当該学年に留め置いて学習を継続することもできる。

④ 食事の対応

- 給食は実施しない。校内で食事をとる時間を設定する。

⑤ 本人負担

- 授業料・教科書代は無償とする。
- 入学金は徴収しない。
- 授業で使用する材料費や、行事での交通費などは実費負担とする。

4. 参考資料

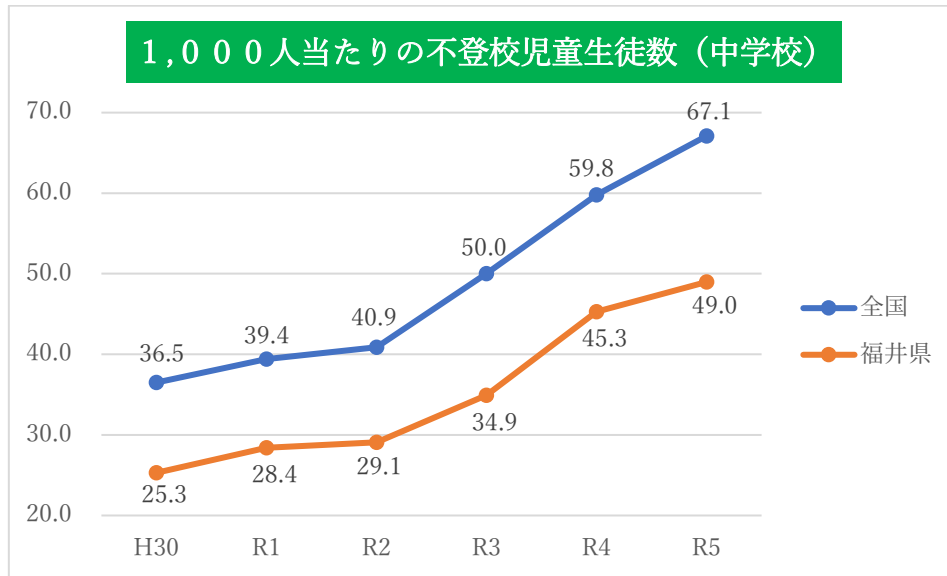
(1) 資料

【資料1】県内の義務教育未修了者の状況

	市区町村	総数 (15歳以上)	未就学者	総数に占める未就 学者の割合(%)	最終卒業学校が 小学校の者	総数に占める最終 卒業学校が小学校 の者の割合(%)
	福井県	660,668	496	0.08	8,711	1.3
1	福井市	224,463	115	0.05	2,126	0.9
2	敦賀市	54,695	32	0.06	566	1.0
3	小浜市	24,604	8	0.03	272	1.1
4	大野市	27,758	51	0.18	709	2.6
5	勝山市	19,579	5	0.03	354	1.8
6	鯖江市	58,165	82	0.14	664	1.1
7	あわら市	24,222	8	0.03	283	1.2
8	越前市	69,734	91	0.13	1,020	1.5
9	坂井市	76,135	44	0.06	1,027	1.3
10	永平寺町	16,488	8	0.05	243	1.5
11	池田町	2,228	3	0.13	101	4.5
12	南越前町	8,839	0	0.00	263	3.0
13	越前町	17,772	36	0.20	462	2.6
14	美浜町	8,110	6	0.07	157	1.9
15	高浜町	8,856	1	0.01	114	1.3
16	おおい町	6,789	2	0.03	99	1.5
17	若狭町	12,231	4	0.03	251	2.1

出典：総務省統計局 令和2年国勢調査

【資料2】不登校生徒の状況

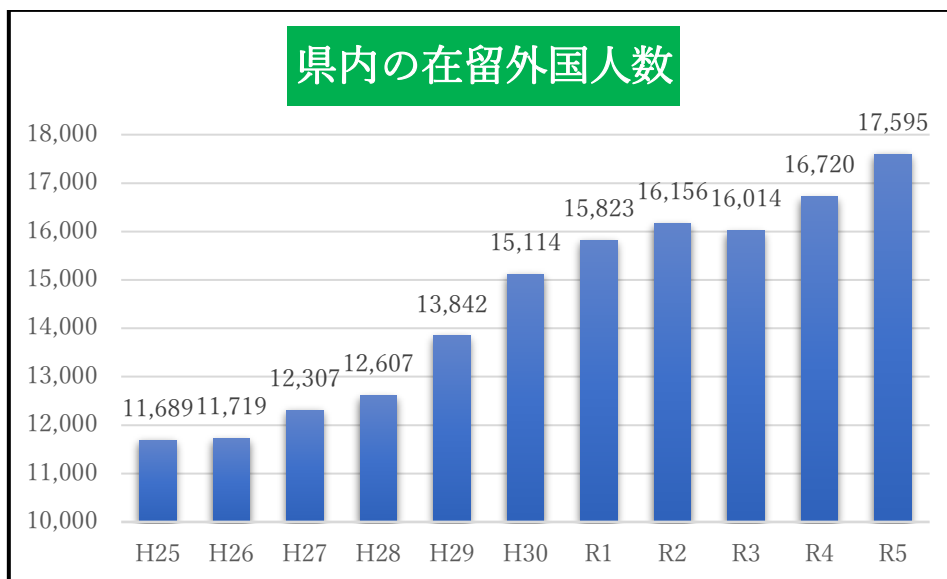


不登校児童生徒数（中学校）

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
全国	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936	216,112
福井	548	611	625	751	963	1,022

出典：令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

【資料3】県内の在留外国人の状況



出典：法務省「在留外国人統計」

【資料4】夜間中学アンケート調査（令和5年度）

1 夜間中学ニーズ調査

調査目的：県内において夜間中学で学んでみたい方の人数等のニーズ把握

調査期間：令和5年10月19日～令和5年11月30日

調査方法：①次の県内各所に設置したアンケートはがき（料金受取人払郵便はがき計1万枚）による回答

・ 県の関係公共施設等

・ 市役所、町役場、公民館、図書館、駅、

ショッピングセンター等（市町教育委員会経由）

②県教育委員会HPおよび二次元コードからのインターネットによる回答

2 調査結果概要

・ 回答件数：48件（アンケートはがき 14件、インターネット 34件）

■ あなたは夜間中学で学んでみたいと思いますか。または、夜間中学のことを知らせたいと思う人があなたのまわりにいますか。（複数回答）

1. 自分が学んでみたい 21人

2. 身近にいる、思いつく人がいる 27人

【「1. 自分が学んでみたい」を回答した方の詳細】

■ あなたが学びたい理由を教えてください。

1. 中学校を卒業していないから 0人

2. 卒業したが、もう一度学び直したいから 19人

3. 外国人で中学校の知識や技能などを学びたいから 1人

4. 回答なし 1人

■ あなたの年齢を教えてください。

・ 10代： 1人 ・ 20代： 4人 ・ 30代： 4人

・ 40代： 4人 ・ 50代： 2人 ・ 60代： 3人

・ 70代： 3人 ・ 80才以上： 0人

■ あなたのお住まいを教えてください。（地区別人数）

・ 福井地区： 9人 ・ 坂井地区： 4人 ・ 奥越地区： 0人

・ 丹南地区： 5人 ・ 嶺南地区： 3人

【「2. 身近にいる、思いつく人がいる」を回答した方の詳細】

■ その人とあなたとの関係を教えてください。

- | | |
|---------------------|-----|
| 1. 家族・親族 | 12人 |
| 2. 友人・知人 | 3人 |
| 3. 仕事やボランティアで知っている人 | 12人 |

■ その人に知らせたい理由を教えてください。

- | | |
|---------------------------|-----|
| 1. 中学校を卒業していないから | 0人 |
| 2. 卒業したが、もう一度学び直したいから | 13人 |
| 3. 現在中学生で、学校に通えていないから | 15人 |
| 4. 外国人で中学校の知識や技能などを学びたいから | 7人 |

【資料5】夜間中学アンケート調査（令和6年度）

1 夜間中学アンケート

- 調査目的：入学を希望される方や夜間中学で学びたい内容を把握する。
- 調査期間：令和6年8月7日～令和6年9月17日
- 調査方法：
 - 次の県内各所に設置したアンケートはがき（料金受取人払郵便はがき計1万枚）による回答
 - ・ 県の関係公共施設等
 - ・ 市役所、町役場、公民館、図書館、駅、ショッピングセンター等（市町教育委員会経由）
 - 県教育委員会HPおよび二次元コードからのインターネットによる回答

2 アンケート結果概要

- 回答件数：13件（アンケートはがき1件、インターネット12件）

- 回答（1）
 - 夜間中学に通いたいと思いますか。
 - ぜひ入学したい……………4名
 - 入学したいが考え中である……………7名
 - 入学したいが難しい……………2名
 - 「入学したいが考え中である」「入学したいが難しい」を選んだ理由。（複数回答可）
 - 自宅から学校までが遠い……………5名
 - 時間の都合がつかない（仕事など）……………3名
 - 家族の理解を得られない……………1名
 - 勉強についていけるか心配……………5名
 - その他……………1名

○ 回答（２）

● 入学したい理由は何ですか。

- 中学校を卒業していないから …………… 3名
- 中学校を卒業したが十分に通えなかったから …………… 3名
- 中学校を卒業したが中学校の内容を学び直したいから … 7名

● 入学後、学びたい内容は何ですか。

- 中学校の内容から学び直したい …………… 3名
- 小学校の内容から学び直したい …………… 5名
- 日本語を多く学びたい …………… 5名

● 入学後、どのようなことを頑張りたいですか。

（複数回答可）

- 高校への進学をしたい …………… 4名
- 仕事に就いたり、今の仕事のために学びたい …………… 6名
- 読み書きをできるようになりたい …………… 4名
- 日本語を上達させたい・身につけたい …………… 4名
- 日本の文化や社会について学びたい …………… 2名
- 友達を作りたい …………… 5名
- その他 …………… 1名

（２）関係法令

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する
法律（平成28年法律第105号）

（基本理念）

第三条

（一～三 略）

四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生き

る基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

(五 略)

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第七条 文部科学大臣は、教育機会の確保に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下この条において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 教育機会の確保等に関する基本的事項

二 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

三 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

四 その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

(3～4 略)

(就学の機会の提供等)

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(協議会)

第十五条 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 都道府県の知事及び教育委員会
 - 二 当該都道府県の区域内の市町村の長及び教育委員会
 - 三 学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちその機会の提供を希望する者に対する支援活動を行う民間の団体その他の当該都道府県及び当該市町村が必要と認める者
- 3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）（平成29年3月改正）

（教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担）

第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部および中学部（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。）に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の三分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

一 市（特別区を含む。）町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に掲げる職員の給料その他の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）及び報酬等に要する経費（以下「教職員の給与及び報酬等に要する経費」という。）

（二 略）

三 都道府県立の義務教育諸学校（前号に規定するものを除く。）に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費（学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められる児童又は生徒に対して特別の指導を行うための教育課程及び夜間その他特別の時間において主として学齢を経過した者に対して指導を行うための教育課程の実施を目的として配置される教職員に係るものに限る。）

(3) 文部科学省指針

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する 基本指針（平成29年3月31日文部科学省）

(1、2 略)

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の 提供等に関する事項

夜間中学における就学の機会の提供等については、次に掲げる施策等を実施する。

(1) 夜間中学等の設置の促進等

① 設置の促進

法律14条では、全ての地方公共団体に夜間中学等の設置を含む就学機会の提供その他の必要な措置を講ずることが義務付けられている一方、平成28年度現在、夜間中学は8都道府県25市区31校の設置に止まっている。このため、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置されるよう、また、その上で、更に各地方公共団体においてニーズを踏まえた取組が進むよう、夜間中学等の設置に係るニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に規定する都道府県及び市町村の役割分担に関する事項の協議等を行うための協議会の設置・活用、広報活動などを推進する。また、平成29年度から新たに、市町村が設置する場合だけでなく、都道復縁が設置する場合においても、夜間中学等に係る教職員給与費の3分の1を国庫負担することとしたところであり、都道府県立によるものも含め、夜間中学等の設置を促す。

(中略)

(2) 夜間中学における多様な生徒の受け入れ

夜間中学等については、戦後の混乱期の中で様々な事情により義務教育未終了のまま学齢を超過した者に対して教育の機会を提供してきた。現在、このような義務教育未修了者に加えて、本国において義務教育を修了していない外国籍の者、また、不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者で、中学校等で学び直すことを希望する者を受け入れ、教育機会の提供を行うことが期待されている。

さらに、不登校児童生徒の多様な教育機会を確保する観点から、不登校となっている学齢生徒を、本人の希望を尊重した上で夜間中学等で受け入れることも可能である。

引き続き、各地域の実情を踏まえつつ、法第15条に規定する協議会の活用や必要な環境整備の推進などにより、夜間中学等における教育活動を充実させるとともに、受け入れる生徒の拡大が図られるよう取り組む。